

(給水の原則)

第17条 給水は非常災害、水道施設の損傷、公益上、その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか制限又は停止することはない。

2 給水を制限又は停止しようとするときはその日時及び区域を定めその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

3 給水制限、断水、又は漏水のため損害を生じることがあっても町はその責を負わない。

(水道メーターの設置)

第18条 給水量は町の水道メーター（以下「メーター」という。）により計算する。ただし、町長がその必要がないと認めたときはこの限りでない。

2 メーターは給水装置に設置しその位置は町が定める。

(メーター貸与)

第19条 メーターは町が設置して給水装置の所有者又は使用者に保管させる。

2 前項の保管者は善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失又はき損したときは町長が定める損害額を弁償しなければならない。

(届出)

第20条 給水装置の使用者、所有者、又は総代人は次の各号の一に該当する場合はあらかじめ町長に届出なければならない。

- (1) 給水装置の開始又は中止するとき。
- (2) 料金の異なる2種以上の用途に使用するとき。
- (3) 消火演習に使用するとき。
- (4) 臨時用に使用するとき。

第21条 給水装置の使用者又は総代人は次の各号に該当する場合は直ちに町長に届出なければならない。

- (1) 前使用者の給水装置の使用に関する権利義務を承継し引続いて使用すること。
- (2) 給水装置の用途に変更があったとき。
- (3) 総代人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
- (4) 給水装置の所有権に変更があったとき。
- (5) 共用給水装置の使用世帯に異動があったとき。
- (6) 消火に使用したとき。

(私設消火栓の使用)

第 22 条 私設消火栓は火災消防又は演習の場合のほかは使用してはならない。

2 私設消火栓を演習用に使用するときには町の立会を要する。この場合 1 回の使用時間は 5 分以内とする。

(給水装置及び水質の検査)

第 23 条 給水装置の機能又は水質について使用者又は所有者から検査の請求があったときは町がこれを行い検査の結果を使用者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要するときはその実費額を徴収する。

(料金)

第 25 条 料金は次のとおりとする。

(1) 従量制 (1 か月につき)

基本水量	基本料金	超過料金 1 立方メートルにつき
10 立方メートル	1,810 円	190 円

(2) 料金は基本料金と超過料金の合計額に消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) 第 29 条に規定する税率に地方税法第 72 条の 83 に規定する税率を加えた税率により算定した額を加算した額とする。この場合において 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(料金算定)

第 26 条 料金は、定例日にメーターの検針を行い、その日の属する月分として算定する。

(水量の認定)

第 27 条 町長は次の各号の一に該当する場合は使用水量を認定し又はその用途の適用を認定する。

- (1) メーターに異状のあったとき。
- (2) 料金の異なった 2 種以上の用途に使用すること。
- (3) その他使用水量が不明のとき。

(共同給水装置の認定)

第 28 条 共同給水装置の水量は各世帯均等とみなす。ただし、町長が必要と認めるときは各世帯の水量を認定することができる。

(特別の場合における料金の算定)

第 29 条 月の中途において、水道の使用を開始若しくは中止したとき料金は次のとおりとする。

- (1) 給水量が基本水量の2分の1に満たないときは基本料金の2分の1とする。
- (2) 給水量が基本水量の2分の1を超えるときは1か月とみなして計算する。
- (3) 共同給水装置の組合員で他の組合に転じた場合その料金は日割及び消費水量により計算する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第30条 臨時給水その他で町長が必要であると認めるときは給水装置の使用申込みの際町長が定める料金を前納させることができる。

2 前項の料金は使用中止の届出があったとき精算する。ただし、届出がない場合は町長が使用中止の状態にあると認めるときこれを精算する。

(用途その他の認定)

第31条 用途その他算定基準の届出が事実と相違するときは町長がこれを認定する。

(料金の徴収方法)

第32条 料金は納額告知書又は集金の方法により徴収する。ただし、町長が必要と認めるときはこの限りでない。

2 料金徴収後その金額に誤りを発見したときは次回徴収料金で増減する。

(使用料及び手数料の徴収期間)

第34条 使用料及び手数料の徴収期限は次のとおりとする。

- (1) 当該月分の使用料は、翌月の末日までとする。
- (2) 定期により難き使用料 随時
- (3) 各種手数料 随時

(料金手数料等の軽減又は免除)

第35条 町長は公益、その他特別の理由があると認めるときはこの条例によって納付しなければならない料金手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

(停止処分及び過料)

第38条 次の各号の一に該当するときは5万円以下の過料を科し、その理由が継続する間給水契約を拒み又は、給水を停止し損害があったときはこれを賠償させることができる。

- (1) 料金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他の不正行為をしたとき。
- (2) 係員の職務執行を拒み又はこれを妨害したとき。
- (3) 正規の手続きを経ないで給水工事を行い、又は給水装置を使用したとき。ただし、第24条に該当する場合を除く。
- (4) ほしいままに既設装置を變加工撤去したとき。

- (5) 給水栓を汚染のおそれある器物又は施設と連絡して使用する場合等において警告を発してもなおこれを改めないとき。
- (6) 給水を濫用し又は他人に分与販売若しくは既定の用途以外に使用したとき。
- (7) 給水装置の修繕手続きを怠り漏水を放任したとき。
- (8) 使用料金算定の標準となるべき申告を偽り又は怠ったとき。
- (9) 共同栓の鍵を他人に使用せしめ又は本町より交付した以外の鍵あるいはその他の器具をもって共同栓を使用したとき。
- (10) 私設消火栓をほしいままに使用したとき。
- (11) 給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水工事でないとき。

(停止処分)

第39条 町長は、この条例により納付すべき料金手数料及び工事費、その他の納付金を期限内に納入しないときは完納するまで給水を停止することができる。

(料金を免れたものに対する過料)

第40条 町長は、詐欺その他不正の行為によって料金又は手数料の徴収を免れた者に対して徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

(給水管の切断)

第41条 町長は次の各号の一に該当する場合管理上必要であると認めたときは、給水管を切断することができる。

- (1) 給水装置所有者が60日以上所在不明でかつ給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて将来使用の見込がないと認めたとき。